

世田谷みやげにも選ばれています!



尾山台の生パスタ専門店

## Sempre

世田谷区尾山台3-10-9 NEXUS 尾山台 2F  
03-3705-6250  
www.sempre-pasta.com

**営業時間**  
ランチ 11:00~15:00 (L.O.) 1,000円~  
ディナー 17:00~21:00 (L.O.) 2,500円~

**定休日**  
火曜日/第1・第3月曜日

## 技術と信用の店

時計・メガネ・補聴器・宝石  
印章・ゴム印・印刷・表札



BIHODO

## 株式会社 美宝堂

**定休日**  
毎週 木曜日  
第一週 水曜・木曜日  
第三週 水曜・木曜日

ハッピーロード尾山台中程  
☎ (3701)7832

Pâtisserie et café  
**crayon**  
OYAMADAI

厳選した素材を使ったスイーツ。  
作りたての美味しさをどうぞ。

パティスリークレヨン  
〒158-0082 世田谷区等々力2-17-11  
(世田谷区立尾山台図書館のとなり)  
TEL 03-3702-3327



[定休日] 月曜日 [営業時間] 10:00~19:30  
www.crayon-cake.com



コロック  
グランプリ  
2016  
東日本ポテト部門  
金賞

当店自慢のコロッケをぜひご賞味ください。

**TAKANOYA**  
特選和牛、  
銘柄豚(岩中いわちゅう)、  
赤鳥、信玄どり、浅草ハム、  
大田ハムなど最高品質の  
商品を販売しております。

## 高野屋精肉店

住所 〒158-0086 世田谷区尾山台3-21-5  
電話番号 03-3701-3452  
営業時間 AM.8:30~PM.8:00  
定休日 毎週火曜日

配達も  
承ります

玉川だより 平成31年2月15日発行 玉川納税貯蓄組合連合会 制作/玉川納税貯蓄組合連合会 広報部 電話 03(3700)4400



尾山オッポン (尾山台商栄会商店街振興組合ご提供)

# 玉川だより

第124号  
平成31年2月15日  
玉川納税貯蓄組合連合会

## 特集 尾山台商栄会商店街振興組合

### 目次

平成30年度納税表彰式	2	商店街ご紹介	
東京都功労者表彰記念・受表彰者の言葉	3	尾山台商栄会商店街振興組合	10
納税表彰式祝賀会	4	ご近所ですこんにちは27	
中学生の「税についての作文」表彰		Sempre センプレ	11
税についての作文	5~7	東総連賀詞交歓会	
尾山台フェスティバル		新春セミナー	12
税を考える週間キャンペーン	8	税務署からのお知らせ	13~15
東総連バス研修会・城南地区協議会	9	区役所からのお知らせ	16
		都税事務所からのお知らせ	17
		協賛企業広告	18~20

# 平成30年度 納税表彰式挙行される

平成30年11月14日(水)、東郷記念館(渋谷区神宮前)において、「平成30年度玉川税務署長納税表彰式」が挙行されました。

当日はご来賓の東京都世田谷都税事務所長をはじめ関係官庁並びに各税務協力団体から多数の方々のご臨席を賜り、天候にも恵まれ、厳粛かつ晴々とした式典となりました。

受彰されました皆様方は各分野において多年にわたり納税意識の高揚及び税知識の普及並びに各会の充実・活性化に尽力され、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされてこられた方々です。

受彰者の皆様には心から敬意を表しますとともに、今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

## 受彰者

### 玉川税務署長表彰受彰者

秋山 美奈 様  
渡邊 嗣 様  
中島 章夫 様  
三條 正人 様  
小森 礼子 様

### 国税庁長官表彰受彰者

秋山 としこ 様

### 東京国税局長表彰受彰者

坂東 義治 様

### 玉川税務署長感謝状受彰者

天沼 尚之 様  
本田 ゆかり 様  
村田 宣政 様  
松村 徳弥 様  
霜島 友子 様  
中山 信之 様

警視庁玉川警察署  
世田谷区立奥沢小学校



# 玉川納税貯蓄組合連合会 受彰者の言葉

## 国税庁長官表彰受彰者

平成30年10月24日(水)三田共用会議所にて



### 会長 秋山としこ 様

この度、大変栄誉ある国税庁長官表彰、心が震える思いでございますが、大変身に余る光栄に存じます。

この上ない栄誉に恥じぬよう、皆様のご指導を頂きながら、今後も納税意識の高揚と啓蒙活動に努力していく所存です。今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



平成30年 東京国税庁納税表彰式

## 玉川税務署長表彰

### 副会長 秋山 美奈 様



受彰に際し、玉川税務署長をはじめ諸先輩方、会員の皆様方のお力添えに感謝申し上げます。

まだまだ未熟者ではございますが、皆様のご指導をいただきながら納税意識の高揚と啓蒙活動にお役に立てるよう努力して参ります。

これからもご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 東京都主税局長表彰

### 副会長 廣部 雅子 様



諸先輩方の長きにわたるご功勞を思い、若輩の私がこのような栄誉ある賞をいただきますこと、身に余る光栄と恐縮いたします。

この賞に恥じないようこれからも皆様のお力になる活動ができるよう努力して参りますので、今後ともどうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 玉川税務署長感謝状

### 天沼 尚之 様



このたびは感謝状を頂き、誠にありがとうございます。税務署長をはじめ諸先輩方、会員の皆様のお力添え感謝いたします。

まだまだ未熟ではございますが、これからも少しでも皆様の力になれるよう努力して参ります。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 東京都税功勞者表彰

### 小川 祐一郎 様



平成30年12月13日に平成30年度 東京都税功勞者顕彰を世田谷都税事務所にて頂戴いたしました。

この賞に恥じぬようこれからも、努力し納税に貢献していきたいです。

今後も皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 納税表彰式祝賀会

厳かに執り行われた表彰式に続き、東郷記念館にて玉川税務懇話会主催の祝賀会が和やかに始まりました。玉川納税貯蓄組合連合会からは、国税庁長官表彰を秋山としこ会長、玉川税務署長表彰を秋山美奈様、玉川税務署長感謝状を天沼尚之様が受彰されました。おめでとうございます。

会場内では、各団体の受彰者の方々と囲んでの記念撮影も華やかな一場面となりました。会場内も和やかな雰囲気の中、楽しいひと時を皆様と過ごし、名残惜しまれながらお開きとなりました。

広報部長 村上 妙



▲ 玉川税務署長と受彰者の皆様

おめでとうございます!



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

## 平成30年度中学生の「税についての作文」募集活動で受賞者決定

中学生の「税についての作文」募集活動が行われました。この活動は、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁との共催事業であり、最も大切な事業活動の一つです。

私共も玉川税務署管内の11校から1,048編もの応募をいただきました。数多くの優秀な作品の中から、9月20日に選考会を開催し、38編の入賞作品が決定、年内に賞状及び副賞の贈呈をさせていただきました。

なお、玉川税務署長賞などに入賞された一部の方は、11月14日の納税表彰式で授与されました。また「税を考える週間」にあたり、上位入賞作品を玉川高島屋連絡地下通路と世田谷区中央図書館で展示させていただきました。尾山台地区会館でも2月～3月下旬まで展示予定です。

本事業の実施にあたり、応募いただきました生徒の皆様、ご協力いただきました校長先生はじめ各先生方、玉川税務署、東京都世田谷都税事務所、世田谷区役所、東京税理士会玉川支部の皆様にご心より御礼申し上げます。



上位入賞作品の皆さん

学校名	氏名	作品名	賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	橘川 美緒	税で社会に恩返し	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞
世田谷区立砧南中学校	鮫島 唯花	第二のふるさと	東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
世田谷区立八幡中学校	飯田 瑞希	納税、未来への投資	東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
世田谷区立東深沢中学校	畠山 瑞	或る夏の日、税制について考えた	玉川税務署長賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	宿本 音都	明日の税	玉川税務署長賞
世田谷区立瀬田中学校	別所 紗妃	国を豊かにする税金	玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞
世田谷区立用賀中学校	青山 敬介	妹と税	世田谷都税事務所長賞
世田谷区立八幡中学校	野村 茉央	税金は助けたり助けられたり	世田谷区長賞
世田谷区立瀬田中学校	小林 宇宙	税が拓く豊かな未来	東京税理士会玉川支部長賞

(敬称略)

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

『税で社会に恩返し』

東京学芸大学附属世田谷中学校 橘川 美緒

学校の社会の授業で、税金について学習した。税理士の方のお話を伺ったりもしたが、正直に言うと、その時は普通の生活の中で税金の恩恵を受けているとは、あまり感じられなかった。中学生の私が納めているのは、消費税だけ。税金を使わせてもらっている感覚があるのは、珍しく病院に行った時や、教科書を使う時位だ。公立の学校に行っていれば、校舎も先生方のお給料も、税金から出ているのだと実感できるかもしれない。一方、私が通っている国立の学校では、名前には「国」とつくものの、国からの補助金は大学を通して回ってくるため、実感がわきづらい。

しかし、よく考えてみると、私がよく行く近所の図書館は、区民の税金によって運営されている。区営のプールもそうだ。母に聞いたところ、私が私立の幼稚園に通っていた時は、区から補助金が出ていたという。今でも、児童手当を定期的にもらっているそうだ。今挙げたのはほんの一例で、実際はもっと多様な恩恵を受けているはずだ。そもそも、行政が機能していること自体が、私たちが税金を納め、その恩恵を受けている証だ。

こうして私たちが助けられている一方で、もし図書館など行かない人は、このような税金の使い方をどう感じるだろう。これは、サービスを使うかどうかの、個人の選択だ。でも、子どもがいない人は・・・。子どもがいる世帯にとってはありがたいことでも、関係がない人にとっては、「それより、もっ

と自分のためになることに使ってほしい」と感じてしまうような、税金の使い方かもしれない。実際には、世の中は巡っている。その人が納めた税金が、若い世代のために使われ、やがて彼らが納めた税金が、その人を支えるようになっていく。だから決して、無駄にはなっていない。

「血税」という表現が象徴するように、税金は、国民が必死に働いて得たお金から集められている。だからこそ、国民は、税金を「納めること」、「使うこと」、「使われていること」の全てに関心を持つべきだと思う。中学生の私は、今は税金を納めることなく、恩恵だけを受けている。冒頭で、「私が唯一納めている税金」という書き方をした消費税でさえ、実際には私のお金から納めているわけではない。両親が頑張って稼いでくれたお金を、少しもらっているだけだ。なぜ国は、税金を納めていない私たち子どもに、税金を使うのだろうか。

これは、つまり未来への投資なのだと思ふ。そう遠くない将来、今の子どもたちが大人になり、国を担い、親世代をも支えていく立場となる。ここで恩返しをすればいいのではないか。そして、その時私たちが納めた税金が次の世代を育む。だから今は、税金を納めてくれている人たちに深く感謝して、その使い道にも関心を持ち、やがて大人になった時に、立派な納税者となるように、しっかり勉強していきたい。

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞

『第二のふるさと』

世田谷区立砧南中学校 鮫島 唯花

今年の七月、「平成三十年七月豪雨」が西日本を襲った。テレビなどで、毎日のように流れていた被害の映像に激しく胸を痛めた。「何か復興に携われる方法はないだろうか。」そのひとつの方法に「ふるさと納税」があるのではないかと考えた。

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄付金を贈ることができる制度のことだ。寄付することで、返礼品が貰えたり、確定申告で税金還付・控除されるので注目を浴びている。私は、ふるさと納税の中で特に二つのことに魅力を感じた。

一つは、自分の好きな地域や応援したい地域に寄付できることだ。もちろん、自分の一番思い入れがある場所は、自分が生まれ育ったふるさとだと思うし、ふるさとに寄付することで自分の生まれ育った町が活性化することは嬉しい。しかし、自分のふるさと以外にも、被災地や過疎地域、お世話になった地域などが復興、活性化することも嬉しい。ふるさと以外にも思い入れができて、「第二のふるさと」のようになるのではないかと。

二つ目は、「納税」という形ではなく、「寄付」という形で、それぞれの地域に携われるところだ。国民に課せられている「納税の義務」のように、「納税」と聞くと、義務感や堅苦しさをを感じる。しかし、この制度の名前は納税だが、実際は寄付である。また、普段私達が払っている税とは違い、

ふるさと納税では寄付金の使い道を自分で選択することができる。

地方自治体では、様々なふるさと納税の活用事例がある。北海道土士幌町では、半世紀以上に渡っていた人口減少の中で、ふるさと納税を活用し、子育て・少子化対策に取り組んだ。それらの取り組みが功を奏して、平成二十八年には十三人、二十九年には七十九人の人口増があった。他にも、平成二十八年の熊本地震においては、ふるさと納税により、多くの寄付が集まり、避難所の設置や公共施設の復旧等の経費に幅広くあてられた。その結果、被災者の暮らしの再建を着実に進めることができたという。このように、自治体に寄付することで地方が抱えている問題の解決に繋がっている。

一方、人気の高まりとともに弊害も生まれてきた。返礼品が豪華になることで、自治体を応援するという目的から逸脱し、返礼品を得るための制度となり、一部の自治体では赤字におちいつているという本末転倒な事例もある。自治体も寄付者も、ふるさと納税の在り方や目的を考えて活用すべきである。

私のふるさととは東京だ。憧れである「田舎」を持っていない。しかし、ふるさと納税を通して、地方に目を向け、携わることにはできる。そうすることで、自分の「心のふるさと」といえるような場所を増やしたい。

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞

『納税、未来への投資』

世田谷区立八幡中学校 飯田 瑞希

子供が小学生になったらまず、学校に多額のお金を払う。教科書代、施設維持費、先生方への給与、全てだ。高齢の親がいたら、その介護費ももちろん家族の負担、火事になったら自分で消す。消防車はお金を払わないと来ない。救急車も同じだ。この国はこのようなくみなのだ。

まるでSF小説のような話だ。この世界、ましてや、日本のような先進国では絶対にありえないことのように思われる。しかし、あるものがなければ、私達も、その世界に暮らしていたのかもしれない。

その「あるもの」とは、税金である。正直、私は、税に対して良い印象はなかった。中学生の私が唯一負担しているのは消費税だが、百円の買い物で一〇八円、千円で千〇八〇円と、商品の価格以上の金額を払うことに疑問を持っていた。ドラマでは、税を扱う仕事の人は悪役だ。学校でも、租庸調や年貢が人を苦しめたことばかり習い、現在の税のしくみについて何も知らなかった。

そこで、ある先生の言葉を思い出した。私は、中学二年までの五年間アメリカに住んでいて、そこでの社会科の先生はよく、「As a taxpayer・・・」(納税者として・・・)と、税について話していた。しかし、彼女にとって、税は苦痛でも悪者でもなく、国の一員として当たり前のことだったのだ。教育、医療、社会保障—これらは全て税がないと成立しない。

安心して暮らせる社会のための投資、それが税だと先生は言っていた。そんな先生の生徒たちは自然と税について自分

なりの意見を持っていて、無関心な人など一人もいなかった。そして、そのように考えているのは、彼女だけではない。調べてみると、アメリカ人の過半数が納税額を「適正」だと考えているそうだ。税金が生活にもたらすメリットをふまえた上での「適正」だ。

また、25%の消費税がある国スウェーデンでも、考えは同じだ。スウェーデンは社会保障が充実している。かつてイギリスの社会福祉政策を表していた「ゆりかごから墓場まで」という言葉は、今のスウェーデンにぴったりだ。人生ずっと、支えあう—この考えがスウェーデンの社会保障を支えている。

支えあい—これは納税を表すのによく使われる言葉ではない。例えば、日本の社会保障では、「若い人が高齢者を支えなければいけない」というイメージが強く、自分もいつか支えられるということに気付いていない人もいだろう。そして、人々が税のことをどう思うかは誰にも変えられない。しかし、ひとりひとりが税について知ること、税の過剰な「悪者化」が減り、積極的な納税者が増えるのではないだろうか。私はまだ、あの先生の言葉を覚えている。

「納税が好きだななんてどこにもいない。でも納税はより良い未来への投資でもある。納税者として、それを忘れてはならない。」



# 尾山台フェスティバル

平成30年10月20日(土)、21日(日)

第31回尾山台フェスティバルが10月20日(土)・21日(日)の2日間にわたり、ハッピーロード尾山台にて開催されました。晴れ渡る青空の下スタートした今回は、特設ステージでの演奏やダンスパフォーマンス、尾山台公式マスコット『オッポン』のクイズなど、盛りだくさんのイベントに、たくさんの模擬店、そして石畳を埋め尽くすたくさんの来場者で大盛況でした。

玉川納連の模擬店では、毎年大人気の新潟のお煎餅の他に、今回初めてクレープを販売しました。チョコバナナ、ベリー、マロンの3種類です。クレープ作りは皆初めてなのに、お客様にじっと見られながら作らなくてははいけません。最初はドキドキでしたが、統括も上



席もあつという間に生クリーム絞り名人になりました。応援に駆けつけてくれたイータ君も子供達に囲まれながら、一生懸命盛り上げてくれました。残念なことに、土曜日の夕方はまさかの大雨になってしまいましたが、翌日曜日は朝から一日中秋晴れ。夜になっても大変な混雑で、どの模擬店にも行列ができていました。ご尽力、ご協力くださった皆様、そしてご来場くださった皆様、ありがとうございました。

広報副部長 日吉清美



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

## 税を考える週間キャンペーン

平成30年11月5日(月)

瀬田商店会でのPR

平成30年11月5日(月)午後1時より、瀬田にて『税を考える週間キャンペーン』が行われました。

国税庁では毎年11月11日から17日を『税を考える週間』として様々な広報活動を行っていますが、今回のテーマは『くらしを支える税』。国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることが目的です。

玉川納税貯蓄組合連合会は毎年、玉川税務署、



世田谷都税事務所、世田谷区役所、東京小売酒販組合玉川支部と合同でキャンペーンを行っています。今回は瀬田商店会のご協力のもと、瀬田交差点近辺の商店を2グループに分かれて戸別訪問しました。国税庁の他に、税務署や都税事務所からのお知らせと、カレンダーなどのグッズにお花を添えて、各商店にお配りしました。瀬田商店会のエリアは瀬田1～5丁目、上野毛4丁目、玉川台1、2丁目と広範囲。時間をかけて、たっぷり歩きました。

広報副部長 日吉清美

## 東総連バス研修会

平成30年11月22日(木) 千葉方面



大内さん、宇田川さん、安藤さん、天沼さん、小箱の5名で参加いたしました。上野精養軒から、鋸山、日本寺見学、保田漁協ばんやにて昼食、その後はみかん狩りへ。道の駅でお買い物も堪能し、車中では、国税局のDVDにて研修。充実のバス研修会でした。

青年部長 小箱洋



## 城南地区協議会

平成30年10月30日(火) 渋谷区立商工会館2階会議室にて



今回は、渋谷区の渋谷区立商工会館2階会議室において、城南地区全10団体の連合会が集結し、城南地区協議会が開催されました。

玉川税務署 本橋統括官、立田上席、世田谷都税事務所 川角課長代理、世田谷区役所 庄司納税課長、荒井納税課管理係長がご同席いただき、玉川納連からは秋山会長をはじめ、和田副会長、木村副会長、秋山(美)副会長、渡邊副会

長が出席いたしました。

今回の幹事納連である、渋谷納税貯蓄組合連合会市野会長のご挨拶から始まり、東京納税貯蓄組合連合会宇佐美副会長、渋谷税務署長、渋谷都税事務所長、渋谷区長よりご挨拶いただきました。

議長選出後、『税知識の普及と納税思想の高揚策について』議題について発表されました。

中学生の「税についての作文」の取組状況、一日税務署長イベントの実施状況、その他の取組状況及び今後の目標等、各納連内で活発に意見交換をされる場面もありました。

東総連事務局からの連絡、次回担当の目黒納連会長の挨拶で無事閉会いたしました。

女性部担当副会長 渡邊あつ美

介護付有料老人ホーム

## アルタクラスセ ニ子玉川

〈アルタクラスセニ子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

**0120-33-5943**

TEL : 03-5797-5144 FAX : 03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川3-40-21

e-mail : [altaclasseft@saint-care.com](mailto:altaclasseft@saint-care.com)

 セントケア東京株式会社

# 商店街で紹介

## 『尾山台商栄会商店街振興組合』

自由が丘と二子玉川、田園調布に囲まれた、静かで落ち着いた雰囲気の尾山台駅。東急電鉄大井町線の尾山台駅から南側へ環八通りまで延びる石畳と街路樹が美しい商店街が尾山台商栄会商店街振興組合の「ハッピーロード尾山台」、尾山台振興会商店会、東栄会、二葉会、駅周辺には4つの商店街が伸び、区内の中でも大きな商店街の一つです。

「ハッピーロード尾山台」は、世田谷区の提案、推進事業の先駆けとして、ショッピング・プロムナード整備事業（地域の核となる商店街づくりの推進）、

商店街が買い物の場としてだけでなく、地域住民のふれあいの場・語らいの場・憩いの場となるよう、地域特性を活かしながら、商店街振興組合が主体となって区・関連企業体と協力していくのに、いち早く参加を表明され、平成元年に今の石畳と街路樹の商店街が完成されました。

駅から徒歩圏内に東京都市大学の世田谷キャンパスがあるので、平日は学生さんの利用も多く、話題のスイーツやカフェ、こだわりの専門飲食店を中心に、美容院や衣料品など、女性が楽しめる店が並び、16～18時は歩行者天国となるため車を気にせずゆ



くりとお買い物ができるのも嬉しいです。

尾山台と言えば！毎年10月第3土曜日に開催される「尾山台フェスティバル」。今年で32回目です。歴史になった人気のイベントです。ショッピング・プロムナードの完成記念でスタートした「尾山台フェスティバル」は、ずらりと並んだ100軒以上の露店やイベントを目当てに2日間で4万人と大勢の方々が訪れます。

その他のイベントでは、6月には昨年で5回目の「まちなかゼミナール」略して「まちゼミ」です。お店や企業の人々が講師となって専門店ならではの専門知識や

情報、コツを無料で教えてもらえる、本格講座を商店街で！と画期的な企画、7月終わりには盆踊り大会、9月は等々力玉川神社例大祭とどれも地域の皆さんの交流の場にと、多種企画をして盛り上がっている元気のある商店街です。

ふらっと立ち寄りたくなる素敵なお店や隠れた名店も多く、じっくり時間をかけて散策したくなる尾山台、大変活気のある商店街です。皆様も素敵なお会い、楽しみがたくさん待っていますので、尾山台まで足をのばしてみたいはいかがでしょうか。

広報部長 村上 妙

# ご近所です こんにちは 27

## 生パスタ店 Sempre

尾山台の商店街ハッピーロードは、東京でも有数のおしゃれな商店街です。

古くからの高級住宅街をバックにシックで緑も多く落ちついた街。老舗のお店が多くどこも一度は入ってみたいお店が並びます。

その中であって、ちょっと秘密にしたい隠れ家的な生パスタの店、センプレさんをご紹介します。

なんと創業20年！お店のドアを開けると長年沁み込んだ濃厚なチーズの匂いに包まれ、一気に美味しい期待がふくらみます。

とくに、パスタは生パスタを使っていて、小麦の香りともちもちの食感は格別です。美味しい生パスタ、なみなみならぬこだわりを持ったパスタソースとワインとのリアージュ！もう最高です！その他、アンティパストやピザも充実しています。



その中でもセンプレさんの看板商品「世田谷ミートカルボ」は、世田谷の食通をも唸らせる生パスタとして、世田谷みやげにも指定されています。

Sempre センプレのお店の名前は、イタリア語で『いつも』という意味があるそうです。いつでも変わらない美味しさをモットーにしているセンプレさんでした。

広報担当副会長 廣部雅子

### ご近所メモ

#### 生パスタ店 Sempre

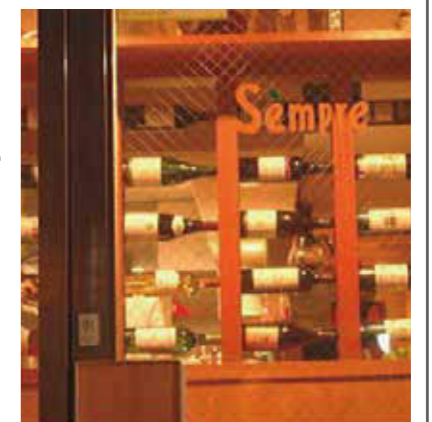
所在地 東京都世田谷区尾山台 3-10-9 NEXUS 尾山台 2F

電話 03-3705-6250

公式HP <https://sempre-pasta.com>

営業時間 11:00～15:00 (ラストオーダー)  
17:00～21:00 (ラストオーダー)  
※土日祝日も同様です。

定休日 火曜日/第1・第3月曜日



## 東総連 平成30年度納貯功労者表彰式 新年賀詞交歓会・表彰受賞者祝賀会

平成31年1月15日(火) 上野精養軒にて

平成31年1月15日(火)、東京納税貯蓄組合総連合会主催の『平成30年度納貯功労者表彰式／新年賀詞交歓会・表彰受賞者祝賀会』が上野精養軒にて盛大に開催されました。

多数のご来賓をお迎えして開かれた『納貯功労者表彰式』では、都内の各納連から78名が表彰されました。玉川納連からは秋山会長をはじめ、大塚監事、大内女性部長、日吉広報副部長の4名が受賞しました。



厳かに進められた表彰式から一転、賑やかに始まった『新年賀詞交歓会・表彰受賞者祝賀会』では、近藤会長のご挨拶に続いて平成30年度各表彰受賞者が紹介され、玉川納連から『国税庁長官表彰』の秋山会長、『東京都主税局長表彰』の廣部副会長が壇上に上がりました。和田副会長を含め、計6名で出席した祝賀会は終始和やかな雰囲気、美味しいお料理に舌鼓を打ちながらの会話も弾み、名残惜しい中閉会となりました。

広報副部長 日吉清美

## 平成31年新春セミナー・懇親会

平成31年1月30日(水) 玉川総合支所(仮設庁舎)二子玉川庁舎 第1、第2会議室

平成31年1月30日(水)、新春セミナー・懇親会が玉川総合支所(仮設庁舎)二子玉川庁舎 第1、第2会議室にて行われました。

### 第1部 新春セミナー

講師に玉川税務署高杉尚志署長をお迎えし、国税局でのご経験や、なかなか知り得ない租税事件を扱う裁判についてなど、お話をいただきました。裁判所調査官として出向されたときのお話も大変興味深いものでした。特に競馬券の払戻しに係わる課税の最高裁判決事件は、裁判ドラマのようにスリリングでした。競馬、競輪の馬券、車券の払い戻しについて詳しくお知りになりたい方は、是非、国税庁のホームページをご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/information/other/data/h30/keiba/index.htm>



### 第2部 懇親会

渡邊副会長の司会のもと、大勢の方々を迎え、平成31年の幕開けにふさわしい華やかな会となりました。秋山会長のご挨拶に続き、来賓の方々のご挨拶、野田副署長の乾杯の声で会はスタート。ピュッフェ形式で色々な方と名刺交換などあちらこちらで和やかに懇親の輪が広がったことを嬉しく思います。お楽しみ抽選会も盛り上がり、短い時間でしたが有意義な会となりました。ご多忙中ご出席くださいました皆様、また、役員および幹事の方々、ご準備から当日の進行まで隔々までお心配りいただき、心より感謝申し上げます。

広報部担当副会長 廣部雅子



## 玉川税務署からのお知らせ

# 平成30年分確定申告

申告・納税は期限内に！ 申告・納付期限は

申告所得税及び復興特別所得税 → 平成31年3月15日(金)  
贈与税 → 平成31年3月15日(金)  
個人事業者の消費税及び地方消費税 → 平成31年4月1日(月)

振替納税を利用すると！ 振替日は

申告所得税及び復興特別所得税 → 平成31年4月22日(月)  
個人事業者の消費税及び地方消費税 → 平成31年4月24日(水)

振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに、所轄税務署又は振替依頼先金融機関に口座振替依頼書を提出してください。

確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。

## 所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の 申告書作成会場のお知らせ

※玉川税務署内に申告書作成会場はありません。

平成31年 **2月18日(月)** から  
**3月15日(金)** まで

※土、日及び祝日を除きますが、2月24日(日)及び3月3日(日)は開場します。

【受付】午前8時30分から午後4時まで  
(相談時間は午前9時15分から午後5時まで)

### ベルサール渋谷ファースト

渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※会場に駐車場及び駐輪場はありません。

※申告書作成会場は、3月に入りますと、大変混雑が予想されます。

# 平成31年（2019年）からは e-Tax で **ラクラク** 申告

（平成31年（2019年）1月 から “ID・パスワード方式” を導入！）

**税務署に行く必要なし！ 郵送不要！**

**スマホ・パソコンでかんたん送信！**

## 次の2つがあれば、自宅で簡単e-Tax

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）



- ◆ IDとパスワードは、税務署で発行しています  
（ご自宅や勤務先のお近くの税務署にお越しください）
- ◆ 運転免許証などの本人確認書類をお持ちください

準備が  
できたら…

## 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス

画面の案内に従って金額等を入力し、  
**e-Taxで送信して申告完了！**

スマホを  
ご利用の方はこちら



※ マイナンバーカード方式によるe-Taxは、これまでどおり利用できます。  
なお、マイナンバーカード方式で送信する場合は、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。  
※ ID・パスワード方式は、平成31年（2019年）1月以降、確定申告書等作成コーナーで利用できます。  
※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

# QRコード を利用したコンビニ納付を開始します

コンビニ納付に **新たな方法** が加わります！

平成31年1月4日から新たに『QRコード』を利用したコンビニ納付が可能となります！  
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



**納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません！**



### 24 利用可能なコンビニエンスストア

- ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ ●ファミリーマート  
（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ） （「Famiポート」端末設置店舗のみ）



### 利用可能税目

全ての税目  
（ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。）

### ◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます。）。
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。





## 世田谷区役所からののお知らせ | 区税だより

区民の皆様から納めていただいている特別区民税（住民税）は世田谷区の財源の約半分を占めており、その貴重な税金は、区のさまざまな施策に有効に活用されています。  
また、法律により、都民税も合わせて賦課・徴収することが定められています。

### ◎ 特別区民税・都民税の納期限

平成31年度の特別区民税・都民税（普通徴収）の納期限は、

- ◇第1期 7月 1日
- ◇第2期 9月 2日
- ◇第3期 10月31日
- ◇第4期 1月31日 です。

### ◎ 便利な口座振替のご利用を

特別区民税・都民税はご指定の預（貯）金口座から自動引き落としができます。

#### ◇振替方法

- ① 各期ごと振替（年4回）
- ② 一年分まとめて振替（全期分を第1期の納期限に前納）

#### ◇申込方法

##### ① 区内金融機関（窓口）へ直接申込

通帳と届出印及び納税通知書をご持参のうえ、世田谷区内の銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行などの金融機関窓口にて用意してある「口座振替依頼書（複写用紙）」にてお手続きください。

##### ② 区が金融機関の代行

納税課、各くみん窓口・出張所に置いてある「口座振替依頼書（はがき）」に必要事項をご記入・押印のうえポストに投函すれば、区が代行手続きをします。

##### ③ 口座振替受付サービス

（世田谷区役所第1庁舎1階納税課窓口のみ）  
キャッシュカードだけで口座振替の申込ができます。ただしご本人確認のため、運転免許証やパスポート等の提示が必要になります。  
一部の金融機関のみとなるため、利用可能な金融機関についてはお問い合わせください。

※平成31年4月10日までに申し込みたいとしますと、平成31年度第1期分から引き落としが可能です。特別な事情がない限り、次年度以降も継続して引き落としします。

《お問い合わせ先》  
世田谷区役所納税課納税・税証明係  
電話：03-5432-2197

### ◎ 特別区民税・都民税の納税相談

災害・病気・事業不振などの原因により納付が困難となった方は、ご相談ください。

私たちのまち **世田谷に「ふるさと納税」**

《お問い合わせ先》  
世田谷区役所納税課納税相談係  
電話：03-5432-2208

#### ●ふるさと納税で区の財源が失われています

区民が他の自治体へふるさと納税すると、区の財源である税収が減ってしまいます。過熱する返礼品競争の影響などにより、本来、区に納められる住民税が他の自治体に流出し、平成29年度は31億円、平成30年度では約41億円もの財源が失われています。このまま減収額が拡大していくと、区の行政サービスに影響が出る恐れがあります。

#### ●世田谷区民の方も世田谷区にふるさと納税することができます

世田谷区在住の方が世田谷区に寄附を行う場合も寄附金控除の対象になります。寄附で支えあうまちづくりにご協力ください。目的に応じた寄附先を選べます。


- クラウドファンディング
- スポーツ振興のために
- 児童養護施設等を巣立つ若者の進学のために
- 子育て支援のために
- みどりを守り・増やすために
- 福祉のために
- 市民活動のために
- 文化活動振興のために
- 国際交流のために
- 教育環境の整備のために
- その他の分野や区政全般に

※世田谷区への寄附に関するお問い合わせは、区ホームページトップ画面右下 [「区への寄附のご案内」](#) から詳細をご確認いただけます。【お問い合わせ先】世田谷区役所ふるさと納税対策担当課 電話 03-5432-2190

## 世田谷都税事務所からののお知らせ | 都税だより

**2月は固定資産税・都市計画税 第4期分の納期です（23区内）**  
6月にお送りした納付書により、**2月28日（木）までにお納めください。**

### <ご利用になれる納付方法>

<b>窓口</b>	<b>口座振替</b>	金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
<b>コンビニ</b>		※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
<b>クレジットカード</b>		※インターネットの専用サイト（ <a href="#">都税クレジットカードお支払サイト</a> ）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります）。 詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。
<b>ペイジー</b>		※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。 ※  （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。 ※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください）。

**都税クレジットカードお支払サイト** 🔍 検索

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。  
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。  
詳しくは主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) 「税金の支払い」をご覧ください。

## 口座振替をご利用ください

<口座振替がご利用できる都税>

- 個人の事業税
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）\*
- 固定資産税（償却資産）\*

※23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。

<申込期限>

口座振替を開始しようとする月の前月の10日（土・日・休日にあたるときはその翌開庁日）まで（納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申込みください。）

**【お問い合わせ先】 主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955**

住所の変更や課税の内容については、  
世田谷都税事務所（03-3413-7111）へお問い合わせください





みんなのために、ひとりのために

この街と生きていく



用賀支店  
TEL:(03)3700-7126(代)  
〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

等々力支店  
TEL:(03)3701-1141(代)  
〒158-0082 世田谷区等々力2-32-11

玉川支店  
TEL:(03)3708-1281(代)  
〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

あなたの街のパートナー

**共立信用組合**

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

**☎ 3700-1777**

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—

私たちは、地域の方々を守り、  
地域の発展に奉仕する  
「社会貢献企業」  
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151(代)
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156(代)
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181(代)
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511(代)
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611(代)
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851(代)
駒沢支店 桜新町出張所	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541(代)

信頼の絆を大切にする **城南信用金庫**

この街の“ホームドクター”、しばしんが豊かな暮らしを応援します。

**SHIBASHIN**  
芝信用金庫

尾山台支店 等々力2-18-13 ☎3704-5121 (代)

桜新町支店 桜新町2-1-5 ☎3429-2331 (代)

深沢支店 深沢1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>